

和歌山看護実践研究センター規程

(開設目的)

第1条 看護実践・教育・研究に関して、組織及び和歌山における看護職者への支援を行い、看護実践の質の向上と和歌山の医療・保健に貢献することを目的とする。併せて、自治体や関連機関と連携し、看護実践・教育・研究の拠点となることを目指す。

(名称)

第2条 本組織の名称は、「和歌山看護実践研究センター」（以下「本センター」と称する。）とする。

(設置場所)

第3条 本センターは以下におく。
東京医療保健大学和歌山看護学部 日赤和歌山医療センターキャンパス
〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通 4-20

(事業内容)

第4条 本センターは、連携病院と協力して次の業務を行う。
(1)和歌山の看護職者の看護の質向上への貢献に関する事。
(2)和歌山の看護実践水準の向上発展への貢献に関する事。
(3)和歌山の看護学基礎教育における臨地実習での看護職の教育力向上への支援に関する事。
(4)その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(運営組織)

第5条 センターは次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
(1)センター長
(2)教育職員
(3)事務職員
(4)連携病院職員
(5)その他センター長が必要と認める者
2 センター長は、構成員のうちから連携病院の同意を得て学部長が指名するものを充てる。

(事務)

第6条 本センターの事務は、和歌山事務部が担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、本センターに関することについて必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。